

議案第7号

木津川市児童館条例の一部改正について

木津川市児童館条例（平成19年木津川市条例第117号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月28日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

小谷児童館の移転改築に伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市児童館条例の一部を改正する条例（案）

木津川市児童館条例（平成19年木津川市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第2条の表木津川市小谷児童館の項中「木津川市加茂町北岡田ノ庄34番地」を「木津川市加茂町北小谷55番地2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

参考資料（議案第7号）

木津川市児童館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）

第1条（略）

（名称及び位置）

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
（略）	（略）
木津川市小谷児童館	木津川市加茂町北小谷55番地2

第3条～第11条（略）

（旧）

第1条（略）

（名称及び位置）

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
（略）	（略）
木津川市小谷児童館	木津川市加茂町北岡田ノ庄34番地

第3条～第11条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第7号 木津川市児童館条例の一部改正について	
担 当 課	社会福祉課 児童福祉係 小谷児童館	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	加茂人権センター耐震補強等改修・小谷児童館改築工事が、令和2年3月に完成予定のため、小谷児童館の移転に係る所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整会議（令和2年1月8日）</li> <li>・政策会議（令和2年1月15日）</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	1 ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きる子どもを育むまちづくり
	政策分野	1 子育て
	施 策	① 子育て支援 ウ. 子どもの居場所づくりの推進
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（    年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（    年度）	
将来にわたる効果及び経費の状況	木津川市公共施設等総合管理計画を踏まえ、加茂人権センターと複合化することによって、効率的な施設運営と相乗効果の創出を図り、さらに親しみのある施設になることを目指すものです。	